

4 消安第 6724 号
令和 5 年 3 月 22 日

一般社団法人 全国植物検疫協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

ペルー産ぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に関する植物検疫実施細則の制定について

ペルー産ぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実の輸入に関し、「植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（令和 5 年農林水産省令第 15 号）及び「植物防疫法施行規則別表 2 の付表第 79 のペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準」（令和 5 年 3 月 22 日農林水産省告示第 438 号）が本日付けで公布及び施行（別添 1 及び別添 2）されたことに伴い、「ペルー産ぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に関する植物検疫実施細則」を制定（別添 3）したのでお知らせします。

ついては、このことについて貴協会関係者への通知方お願いします。